

平成21年12月24日
市民活動推進課
内線 2630

「奈良市市民が選ぶ1%支援制度実施要綱(素案)」に対する 意見募集について

「奈良市市民が選ぶ1%支援制度」を実施するために、平成21年9月から奈良市市民公益活動推進会議において、これまで4回にわたる検討を進めてまいりましたが、この度「奈良市市民が選ぶ1%支援制度実施要綱(素案)」がまとまりました。そこで、奈良市市民が選ぶ1%支援制度実施要綱を制定するにあたり、広く市民の皆様からの意見を募集します。

1. 意見募集の対象

奈良市市民が選ぶ1%支援制度実施要綱(素案)

2. 奈良市市民が選ぶ1%支援制度の趣旨

市民が税の使途に意思表示することによって市民の市政への参画と納税に対する意識の高揚を図り、また、地域社会への関心を高め、そのことにより市民公益活動の活性化を図るための制度です。

3. 意見募集の期間

平成21年12月24日(木)～1月22日(金)消印有効

4. 意見を提出できる個人及び団体

市内在住・在勤・在学の個人、市内に事務所を有する市民公益活動団体()、または、市内で活動している市民公益活動団体

…地域自治組織(自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体)、NPO法人、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。

5. 奈良市市民が選ぶ1%支援制度実施要綱(素案)の公開場所

素案は、市役所広報広聴課及び市民活動推進課で公開・配布しています。なお、市ホームページ(<http://www.city.nara.nara.jp>)で閲覧・ダウンロードできます。

6. 意見の提出方法

表題に「奈良市市民が選ぶ1%支援制度実施要綱(素案)に対する意見」と明記し、意見、住所、氏名、電話番号(団体の場合は団体の名称・所在地・電話番号)を記載し、市役所市民活動推進課へ郵便又は信書便・FAX・電子メール・ホームページの入力フォーム・持参のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見の提出にあたっては、次の点にご注意ください。

- 電話等口頭による意見は受付できません。
- 電子メールによる提出の場合は、件名に「奈良市市民が選ぶ1%支援制度実施要綱(素案)に対する意見」と入力し、必ずメール本文に意見を記入してください。電子メールにファイルを添付しないでください。
- 素案に対する意見は、日本語で記入してください。
- 提出された原稿等は、返還できません。

7. 意見の取扱い

- 提出された意見を考慮して、奈良市市民公益活動推進会議での再度の検討を経て、推進会議からの最終提言を受けた後、さらに市で精査して、実施要綱を取りまとめて公表します。
- 実施要綱を公表する際、提出された主な意見の要点を項目ごとに整理集約した上で、それらに対する市の考え方、素案を修正した場合はその内容及び理由を併せて公表します。
- 実施要綱及び意見募集の結果の公表時期は平成22年4月上旬の予定です。
- 提出された方への個別の回答は行いません。
- 意見を提出された個人に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、他の目的で使用しません。なお、意見を提出された個人に関する情報は公表しません。

意見の提出先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市民活動部市民活動推進課（市役所北棟 6階）
TEL & FAX 0742-34-4869
E-mail shiminkatsudo@city.nara.lg.jp